令和　　年　　月　　日

印

紙

**一般廃棄物処理委託契約書**

※印紙税額は巻末参照

甲・乙・丙を記入し、運搬 処分 のどちらか該当するものを◯で囲み、甲と乙又は甲と丙の契約当事者のみ押印する。

◎それぞれ実線で結ぶ

収集

運搬用

処分用

契約区分　（　収集運搬用　・　処分用　）

　　　　　　　　　　住　所

事　業　者　　　　　名　称

（甲）　　　　　　 代表者 　　（以下甲という）　　　　　　　　　　　 印　　　　　 印

　　　　　　　　　　住　所

　　　　　名　称

収集運搬会社　　　　代表者 　　（以下乙という）　　　　　　　　　　　　　印

（乙）　　　　　　 許可番号

　　　　　　　　　　許可品目

　　　　　　　　　　住　所　東京都清瀬市下清戸3-9-1

　　　　　名　称　株式会社グリーンハーモニー

処 分 会 社　　　　 代表者　代表取締役　石井　実 （以下乙という）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

　(丙)　　　　　　 許可番号　　　　　　　　　　（都道府県・政令市・清瀬市）

　　　　　　　　　　許可区分　粉砕

許可品目　（一般廃棄物）枝葉・幹・根・落葉・落葉・草・竹

甲と乙又は甲と丙は、後記「委託業務の内容」に記載の一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬又は処分（以下「処理」という。）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に従い適正に行う為、以下のとおり一般廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （委託内容）

1. 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集・運搬を乙に、その処分を丙に委託する。

2. 乙は、本契約の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで適正に運搬する。

3. 丙は、本契約の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により適正に処分する。

4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

第 2条（処理料金）

1. 乙又は丙は、業務の一部が完了した部分について、当該部分に対する処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。

2. 甲は業務完了報告書又はマニフェスト伝票（以下、「伝票」という。） D票による処理確認後、丙の定める支払方法に基づき、乙又は丙に処理料金を支払う。

3. 処理に関する契約単価が経済情勢の変化等により不相応になったときは、甲と乙又は甲と丙双方の協議によりこれを変更することが出来る。

［委託業務の内容］

1. 件　　名

2. 排出場所

3. 委託期間　　令和　　年　　月　　日　　から　　令和　　年　　月　　日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

4. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び丙の許可内容等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 廃棄物の種類 | 契約単価 | 予定数量 | 丙の許可内容 |
| 収集・運搬 | 処分 | 処分方法 | 処理能力 | 施設の所在地 |
| 枝葉 | 円/（t m3　台） | 円/（ kg m3 ） | 1000（ m3）/年 |  | t/日 |  |
| 幹 | 円/（t m3　台） | 円/（ kg m3 ） | 1000（ m3）/年 |  | t/日 |  |
| 根 | 円/（t m3　台） | 円/（ kg m3 ） | 1000（ m3）/年 |  | t/日 |  |
| 草 | 円/（t m3　台） | 円/（ kg m3 ） | 1000（ m3）/年 |  | t/日 |  |
| 竹 | 円/（t m3　台） | 円/（ kg m3 ） | 1000（ m3）/年 |  | t/日 |  |
| （必要な情報） |

第 3 条 （権利義務の譲渡等）

乙又は、本契約により生じる権利又は、義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第 4 条 （再委託の禁止）

乙又は丙は、廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り乙は法の定める再委託基準に従い、収集・運搬を再委託することが出来る。

第 5 条 （内容の変更等）

甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は委託期間を変更するとき、あるいは予定数量に大幅な変動が生ずる時は、甲と乙は甲と丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第 6 条 （許可証の提出）

1. 甲、乙又は丙は、本契約締結時に一般廃棄物処理業の許可に係わる許可証の写しを甲に提出しなければならない。甲は、乙又は丙の許可の事業範囲を確認の上、許可証の写しを本契約書に添付する。

2. 乙又は丙は、次の各号に掲げる場合は、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

( 1 ) 許可が取り消された場合又は事業の全部若しくは一部の停止命令を受けた場合。

( 2 ) 許可が更新された場合。

( 3 ) 前2号の他、許可内容に変更があった場合。

第 7 条 (情報の提供）

甲は、廃棄物の適正な処理を図る為、当該廃棄物に係る必要がある場合には、「委託業務の内容」の「必要な情報」の欄に記入して、乙又は丙に通知しなければならない。

第 8 条 （委託業務の管理）

甲、乙及び丙は、伝票等を用いて業務を管理する。

( 1 ) 甲は、廃棄物の搬出の都度、伝票A〜D票に必要事項を記入の上乙に交付し、A票を保管する。

( 2 ) 乙は、廃棄物を丙の施設に搬入する都度、伝票B〜D票に丙の受領済印を受け、B票を保管する。

( 3 ) 丙は、廃棄物の処分が完了した後、伝票 C、D票に処分完了印を押印し、C票を保管するとともにD票を甲に送付する。

( 4 ) 甲は、D票により処分が完了したことを確認し、A票とともに保管する。

( 5 ) 甲は、本契約による委託業務が完了した際には、乙及び丙にその旨を通知する。

( 6 ) 丙は、本契約による廃棄物の処分が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

但し、伝票等の月次集計票等によって、業務完了報告に替えることができる。

第 9 条 （業務の調査等）

甲は乙又は丙による廃棄物の処理が法の基準に従い、適正に行われているか確認する為、必要と認められる時には乙又は丙に対して処理の状況について報告を求めるとともに、丙の施設に立入調査をする事ができる。

第 1 0 条 （損害の賠償）

1. 業務の遂行に関し第三者に損害を及ぼした時は、乙又は丙はその損害を賠償しなければならない。但し、その損害が甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを賠償する。

2. 甲が本契約に違反したことにより乙又は丙に損害が生じた場合は、甲はこれを賠償しなければならない。

3. 乙又は丙が本契約に違反したことにより甲に損害が生じた場合、乙又は丙はこれを賠償しなければならない 。

第 1 1 条 （機密保持）

甲、乙及び丙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。

第1 2 条 （契約の解除）

1. 甲は乙又は丙が本契約の条項のいずれか又は法の規定に違反する時は、この契約を解除する事ができる。前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除するにあたって、この規約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙及び丙が完了してない時は、当該廃棄物を甲、乙及び丙の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

2 .甲及び乙は、相手方が反社会勢力（暴力団）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

第 1 3 条 （協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に疑義が生じた時は、必要に応じ甲、乙及び丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、甲、乙又は丙は記名押印の上、甲が本書を保有し乙又は丙はこの写し（複写機によるコピー）を保有するものとする。

協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも１社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

1号文書（収集運搬用） 　　2号文書（処分用）

 1万円　未満　　　非課税　　　1,000万円　以下　　　10,000円　　　　 　　　　　　 1万円　未満　　　非課税　　　 1,000万円　以下　　　10,000円

10万円　以下　　　200円　　　 5,000万円　以下 20,000円　　　 100万円　以下　　　200円　　　 5,000万円　以下 20,000円

50万円　以下　　　400円　　　　　 1億円 以下　　　60,000円　　 200万円　以下　　　400円　　　　　 1億円 以下　　　60,000円

100万円　以下　　1,000円 5億円 以下　　 100,000円　　 　300万円　以下　　1,000円 5億円 以下　　 100,000円

500万円　以下　　2,000円 10億円 以下　　 200,000円　　　 500万円　以下　　2,000円 10億円 以下　　 200,000円